

令和7年6月5日

令和7年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

## 令和7年6月5日会議提出議案一覧表

議案第 2 号	令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）	・・・	別冊
議案第 3 号	令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）	・・・	別冊
議案第 4 号	鳥羽市学校設置条例の一部改正について	・・・	1
議案第 5 号	財産の取得について	・・・	3
議案第 6 号	財産の取得について	・・・	4
議案第 7 号	鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について	・・・	5
議案第 8 号	志摩広域行政組合の共同処理する事務の変更及び志摩広域行政組合規約の変更に関する協議について	・・・	17
報告第 1 号	令和6年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について	・・・	19
報告第 2 号	令和6年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について	・・・	21

議案第4号

鳥羽市学校設置条例の一部改正について

鳥羽市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年 6月 5日 提出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小竹 篤

提案理由

鳥羽東中学校と加茂中学校の統合に伴い、鳥羽中央中学校を設置するため、  
所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市学校設置条例の一部を改正する条例

鳥羽市学校設置条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中「

鳥羽市立鳥羽東中学校	鳥羽市安楽島町1451番地19
------------	-----------------

」を「

鳥羽市立鳥羽中央中学校	鳥羽市安楽島町1451番地19
-------------	-----------------

」に改め、同表鳥羽市立加茂中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |   |          |   |    |
|---|----------|---|----|
| 1 | 取得財産及び数量 | 消防ポンプ自動車(CD-I型)                               | 1台 |
| 2 | 取得の方法    | 指名競争入札  |    |
| 3 | 取得の金額    | 23,485,000円                                   |    |
| 4 | 取得の相手方   | 三重県伊勢市藤里町130番地1<br>株式会社モリタ東海伊勢営業所<br>所長 小林 一雄 |    |

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

#### 提案理由

消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、新たな車両の購入契約を締結したく、本提案とするものである。

## 議案第 6 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 取得財産及び数量 | 学習者用端末一式 983 台   |
| 2 取得の方法    | 随意契約   |
| 3 取得の金額    | 55,686,950 円   |
| 4 取得の相手方   | 三重県松阪市石津町字地藏裏 353 番地 1<br>株式会社 松阪電子計算センター<br>代表取締役 瀬野 喜久 |

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

#### 提案理由

G I G A スクール構想の 2 期における 1 人 1 台端末の計画的な更新を行うため、市内小中学校の学習者用端末一式を取得したく、本提案とするものである。

議案第 7 号

鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について

鳥羽市辺地の総合整備計画を次のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

神島町、菅島町、答志町、坂手町及び石鏡町における事業内容の追加等に伴い、計画の一部を変更したく、本提案とするものである。

# 総合整備計画書

三重県鳥羽市神島町辺地

(辺地人口： 261 人、面積 0.76 k m<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称      神島町
- (2) 地域の中心位置                      三重県鳥羽市神島町52番地
- (3) 辺地度点数                              168点

## 2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける神島町辺地は、鳥羽港の北東約1.4 kmの海上に浮かぶ周囲3.9 kmの島です。三島由紀夫の小説「潮騒」の舞台となったことで有名なこの島は、平成18年にロマンチックなデートスポットとして「恋人の聖地」に認定されています。また、10月頃になるとアサギマダラ（蝶）やサシバ（鷹）の渡りが見られる自然の宝庫でもあります。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では、常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、神島診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、X線検査における撮影機器の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため一般X線撮影装置を更新し、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

また、神島分団が使用している普通ポンプ自動車は、平成13年に配備され日頃から消防団員が災害に備え訓練等で使用し、点検・整備を行い維持管

理に努めていますが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、消火活動に支障をきたす恐れがあります。そこで、消防車両の整備を行い、地域の安全・安心の要である防災力を高め、更なる充実を図ります。

島の子どもたちの教育環境を確保するため、神島中学校の体育館における照明器具の取替や施設改修を図るほか、教員が島内に居住するための住宅施設が老朽化していることから教員住宅の修繕を行い、児童・生徒と教員を含めた島民全体の教育環境を確保します。

### 3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度までの3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	23,691	4,279	19,412	10,000
神島診療所 (医療施設整備事業)		鳥羽市	5,720	2,860	2,860	2,800
神島消防施設 (消防車両等整備維持管理経費事業)		鳥羽市	21,500	0	21,500	21,500
神島中学校 (中学校管理業務)		鳥羽市	12,353	4,159	8,194	8,100
神島教員住宅 (中学校管理業務)		鳥羽市	15,000	0	15,000	15,000

# 総合整備計画書

三重県鳥羽市菅島町辺地

(辺地人口： 440 人、面積 4.45 k m<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菅島町
- (2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市菅島町40番地
- (3) 辺地度点数 118点

## 2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける菅島町辺地は、鳥羽港の東約7kmの海上に浮かぶ周囲13kmの島です。毎年7月に開催される、「しろご祭」は海女が主役の祭典であり、島は活気にあふれます。また、秋から冬にかけて、島の大山山頂付近の紅ツゲの群生が紅葉する美しい風景も風物詩となっています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、菅島診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、一般X線撮影装置を更新するとともに、調剤時に使用する分包機の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため薬剤自動分割分包機に更新するなど、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

また、菅島町の消防団が使用している消防団格納庫は、昭和45年に建築され修繕等を行いながら、現在まで消防団の活動拠点として使用してきましたが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、また地震

等の災害により倒壊の恐れもあることから新たに消防団格納庫を建替え、消防団員が安心して活動できるよう更なる充実を図ります。

### 3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	66,864	12,077	54,787	27,200
菅島診療所 (医療施設整備 事業)		鳥羽市	7,700	3,850	3,850	3,800
菅島消防施設 (消防施設整備 維持管理経費事 業)		鳥羽市	86,353	0	86,353	86,300

# 総合整備計画書

三重県鳥羽市答志町辺地

(辺地人口： 1,175 人、面積 4.39 k m<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称      答志町
- (2) 地域の中心位置                      三重県鳥羽市答志町9 4 番地1
- (3) 辺地度点数                              1 5 6 点

## 2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける答志島（答志町）は、鳥羽港より北東に約9.7 kmの海上に位置する島です。島内には古墳が点在し、平安期には答志郷と呼ばれていました。答志町辺地は島の東側に位置し、若者が共に寝泊りする寝屋子制度が受け継がれ、古くからの文化や歴史が息づいています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

また、答志中学校運動場の防球ネット支柱の老朽化が進んでいることから、改修工事を行い、生徒の教育環境の充実と安全・安心の確保を図ります。

答志町の消防団が使用している消防団格納庫は、昭和57年に建築され、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が進んでいることから、改修工事を行い、消防団員が安心して活動できるよう更なる充実を図ります。

### 3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	143,695	25,955	117,740	58,900
答志中学校防球ネット改修工事 (中学校管理業務)		鳥羽市	1,287	0	1,287	1,200
答志消防施設 (消防施設整備維持 管理経費事業)		鳥羽市	5,010	0	5,010	5,000

# 総合整備計画書

三重県鳥羽市坂手町辺地

(辺地人口： 235 人、面積 0.51 k m<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 坂手町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市坂手町339番地

(3) 辺地度点数 126点

## 2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける坂手町辺地は、鳥羽港より東に約2.4 kmの海上に浮かぶ周囲3.8 kmの島で、本市4有人離島のうち1番小さく本土から最も近い島です。島の北部は答志島、東側は菅島に、西側と南側は本土に面しているため、4島の中では最も波静かな海域内にありますが、平地は少なく、島の周囲は山肌が直接海に落ち込む急峻な海岸線を形成しており、標高112 mの山腹に沿って階段状に民家が密集する漁村特有の街並みを形成しています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、坂手診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、X線検査における撮影機器の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため一般X線撮影装置を更新し、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

坂手町の消防団が使用している坂手分団格納庫は、昭和48年に建築され修繕等を行いながら、現在まで消防団の活動拠点として使用してきましたが、沿

岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しいため、消防団格納庫を改築し、消防団員が安心して活動できるよう更なる充実を図ります。

また、坂手分団が使用している小型動力ポンプは、日頃から消防団員が災害に備え訓練等で使用し、点検・整備を行い維持管理に努めていますが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、消火活動に支障をきたす恐れがあります。そこで、新しく小型動力ポンプを購入し、地域の安全・安心の要である防災力を高め、更なる充実を図ります。

中央公民館坂手分館は昭和50年に完成し、風水害等の避難所に指定されていますが、老朽化等により浄化槽を取替える必要があります。また、当該地区の高齢化に伴い、利用者が転倒するなどの危険性があるため、バリアフリーの観点から、フロアの段差を解消する工事等を行うことで、利用者の安全を確保し利便性の向上を図ります。

### 3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	54,913	9,918	44,995	22,300
坂手診療所 (医療施設整備事業)		鳥羽市	5,720	2,860	2,860	2,800
坂手消防施設 (消防施設整備維持管理経費事業)		鳥羽市	33,000	0	33,000	33,000
坂手消防施設 (消防車両等整備維持管理経費事業)		鳥羽市	2,000	0	2,000	2,000

中央公民館（坂手分館） （公民館維持管理事業）	鳥羽市	12,117	0	12,117	12,100
----------------------------	-----	--------	---	--------	--------

# 総合整備計画書

三重県鳥羽市石鏡町辺地

(辺地人口： 344 人、面積 1.44 k m<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 石鏡町
- (2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市石鏡町185番地
- (3) 辺地度点数 143点

## 2. 公共施設の整備を必要とする事情

石鏡町辺地は、鳥羽市の東端部に位置する人口約360人の集落です。伊勢湾口と熊野灘の好漁場に面し、古くから漁村として栄えてきました。現在は陸上交通が確保されているものの、昭和48年にパールロードが開通するまでは市営定期船による海上交通が、この地域の住民の主な交通手段でした。

鏡浦分団（石鏡）が使用している小型動力ポンプ付積載車は、平成13年に配備され日頃から消防団員が災害に備え訓練等で使用し、点検・整備を行い維持管理に努めていますが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、消火活動に支障をきたす恐れがあります。そこで、消防車両の整備を行い、地域の安全・安心の要である防災力を高め、更なる充実を図ります。

中央公民館石鏡分館は昭和59年3月に完成し、津波・風水害等の避難所に指定されていますが、分館前広場において地盤沈下によるクラックが発生し段差が生じています。利用者が転倒するなどの危険性があるため、段差解消を目的にアスファルト舗装を行い、利用者の安全を確保し利便性の向上を図ります。

### 3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
鏡浦消防施設 (消防車両等整備維持管理経費事業)		鳥羽市	9,666	0	9,666	9,600
中央公民館(石鏡分館) (公民館維持管理事業)		鳥羽市	4,067	0	4,067	4,000

## 議案第 8 号

志摩広域行政組合の共同処理する事務の変更及び志摩広域行政組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、志摩広域行政組合の共同処理する事務の一部を変更し、志摩広域行政組合同規約（昭和 52 年三重県指令伊振第 565 号）を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

## 提案理由

志摩広域行政組合同規約の一部を変更するため、議会の議決を得たく、本提案とするものである。

## 志摩広域行政組合格約の一部を変更する規約

志摩広域行政組合格約(昭和52年三重県指令伊振第565号)の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「、短期入所生活介護事業所及び通所介護事業所」を「及び短期入所生活介護事業所」に改め、同条第3号中「障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、」及び「地域生活支援事業並びに」を削る。

### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

報告第1号

令和6年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和7年 6月 5日 報 告

鳥羽市長 小竹 篤

令和6年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	繰越明許費	翌年度繰越額	左			の			財			源		内	記
					既収入特定財源	未収入 国・県支出金	特定財源 その他	繰入	繰出	繰入	繰出	繰入	繰出				
														繰入	繰出		
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等事業	39,600,000	39,600,000	0	(県) 39,600,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	定額減税調整給付金給付事業	12,000,000	10,250,000	0	(国) 10,250,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 農林水産業費	3. 水産業費	水産多面的機能発揮対策事業	105,000	105,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105,000
5. 農林水産業費	3. 水産業費	漁業施設整備事業	9,288,000	9,288,000	繰入金 1,548,000	(県) 7,740,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 農林水産業費	3. 水産業費	漁港整備事業	60,438,000	60,438,000	0	(県) 48,349,000	0	0	0	0	(市債) 12,000,000	0	0	0	0	0	89,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	地方道路整備(交付金)事業	82,818,000	82,719,000	0	(国) 42,701,000	0	0	0	0	(市債) 39,400,000	0	0	0	0	0	618,000
合		計	204,249,000	202,400,000	繰入金 1,548,000	(国) 52,951,000 (県) 95,689,000	0	0	0	0	(市債) 51,400,000	0	0	0	0	0	812,000

令和7年6月5日 提出

鳥羽市長 小竹 篤

報告第2号

令和6年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和7年 6月 5日 報 告

鳥羽市長 小竹 篤

令和6年度 鳥羽市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						企業債	補助金	損益勘定 留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費									
		岩倉水源地自家発電設備更新工事詳細検討及び積算支援業務	円 3,472,000	円 0	円 3,472,000	円 0	円 0	円 3,472,000	円 0	円	状況変化に伴う工法検討及び設計変更が生じたため
1	資本的支出	1 建設改良費									
		道路改良に伴う市道森崎村山線配水管改良工事	円 44,847,000	円 16,800,000	円 28,047,000	円 0	円 0	円 28,047,000	円 0	円	他工事に伴い施工する必要があるのであるため
1	資本的支出	1 建設改良費									
		中之郷岸壁工事に伴う配水管布設工事	円 10,504,000	円 0	円 10,504,000	円 0	円 0	円 10,504,000	円 0	円	他工事に伴い施工する必要があるのであるため
1	資本的支出	1 建設改良費									
		岩崎架道橋下配水管布設替工事	円 206,140,000	円 82,000,000	円 124,140,000	円 80,000,000	円 0	円 44,140,000	円 0	円	状況変化に伴う工法検討及び設計変更が生じたため